

住民監査請求（各区役所住民情報業務等委託に係る監査請求）の結果について

大阪市監査委員は、次のとおり、令和7年5月9日に提出された住民監査請求について、令和7年5月26日に、住民監査請求の対象とならない旨、請求人に通知しました。（却下、結果は令和7年5月22日決定）

第1 請求の要旨

大阪市各区長が行っている各区役所における住民情報業務等委託契約は、億単位の契約であるにもかかわらず公募型プロポーザル方式という随意契約であり、業者の提案する金額で落札されているところ、一般競争入札であれば予定価格を下回る金額での落札が見込まれる。また、契約金額に関して、常勤者一人当たりの年間費用にすると概ね4～5百万円程度であり、常勤の正職員を雇用している費用と遜色がない。

一般競争入札であれば契約金額の低下が見込まれることから、明らかに相当金額の損害を大阪市に与えている。また、窓口をすべて委託業者の従事者が占めるような人的配置にしたことにより、区役所事務に精通した職員の育成が阻害されている。

よって、公募型プロポーザル方式の随意契約を一般競争入札に変更して、経費の抑制を図ること等を求める。

第2 判断

本件請求は、下表に掲げる契約の締結及び当該契約に基づく業務委託料の支出を財務会計上の行為とするものである。

	契約名称	業務委託料 (予定総額) (円：税込)	契約日
1	北区役所住民情報業務等委託（長期継続）	245,503,500	令和5年9月26日
2	都島区役所住民情報業務等委託（長期継続）	197,049,600	令和5年10月2日
3	福島区役所住民情報業務等委託（長期継続）	158,161,052	令和3年12月23日
4	此花区役所住民情報業務等委託（長期継続）	168,520,000	令和5年10月12日
5	中央区役所住民情報業務等委託（長期継続）	251,826,319	令和4年11月18日
6	西区役所住民情報業務等委託（長期継続）	234,037,690	令和3年9月27日
7	港区役所住民情報業務等委託（長期継続）	151,255,391	令和3年10月1日
8	大正区役所住民情報業務等委託（長期継続）	171,160,000	令和5年11月1日
9	天王寺区役所住民情報業務等委託（長期継続）	207,225,887	令和3年10月20日
10	浪速区役所住民情報業務等委託（長期継続）	212,248,021	令和3年11月25日
11	西淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	257,972,528	令和4年11月25日

12	淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	257,671,502	令和4年1月31日
13	東淀川区役所住民情報業務等委託（長期継続）	406,585,655	令和4年11月30日
14	東成区役所住民情報業務等委託（長期継続）	196,925,300	令和5年10月31日
15	生野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	221,215,036	令和4年11月14日
16	旭区役所住民情報業務等委託（長期継続）	168,973,200	令和5年10月27日
17	城東区役所住民情報業務等委託（長期継続）	191,312,463	令和4年10月31日
18	鶴見区役所住民情報業務等委託（長期継続）	206,338,209	令和4年11月1日
19	阿倍野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	252,834,171	令和3年10月27日
20	住之江区役所住民情報業務等委託（長期継続）	213,972,618	令和3年9月13日
21	住吉区役所住民情報業務等委託（長期継続）	214,711,200	令和4年10月27日
22	東住吉区役所住民情報業務等委託（長期継続）	249,040,000	令和5年12月1日
23	平野区役所住民情報業務等委託（長期継続）	226,389,247	令和4年11月11日
24	西成区役所住民情報業務等委託（長期継続）	226,097,454	令和3年11月1日

地方自治法第242条に定める住民監査請求が適法な請求となるには、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、これらが「違法」として財務会計法規上の義務に違反し、又は不当である旨を具体的に摘示し、請求人において財務会計法規上の義務違反となる事由を他の事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、その主張事実を証する書面を添えて請求をする必要がある。

そこで、本件請求について、住民監査請求の上記要件を満たしているかを検討した。

請求人は「億単位の契約であるにもかかわらず公募型プロポーザル方式という随意契約であり、業者の提案する金額で落札されている。一般競争入札であれば、予定価格を下回る金額で落札が見込まれる。」と指摘する。

この点、一般競争入札は価格競争であるのに対し、公募型プロポーザル方式は業務に関する企画提案を提出させ、その内容の優劣を競わせ契約相手方を選定する手法であるところ、上記指摘は、一般的に一般競争入札であれば価格の低下が見込まれるであろうという価格にのみ着目した請求人の推測に留まり、違法・不当な行為や事実があることを伺わせる具体的な事実を摘示しているものではない。

よって、上記指摘は、財務会計上の行為についての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

また、請求人は契約金額について、委託事業者の常勤者一人当たりの年間費用にすると概ね4～5百万円程度であり、常勤の正職員を雇用している費用と遜色がないと指摘する。

しかし上記指摘は、事業者による業務委託ではなく正職員に事務を行わせるべきという市政に対する意見を述べるに留まるものであり、財務会計上の行為についての違法不当事由を具体的に摘示するものではないと解される。

したがって、本件請求は、財務会計法規上の義務違反又は不当に当たる具体的事実の主張があったとは認められない。

以上のことから、本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たしておらず、住民監査請求の対象とならないものと判断した。